

令和6年度  
登米市住まいサポート事業補助金  
《住宅取得補助金》  
交付申請の手引き



令和6年4月  
宮城県登米市

# 《 目 次 》

1. 補助金の目的	1
2. 補助内容等について	
(1) 補助対象者	1
(2) 補助対象経費等	2
(3) 加算額	3
(4) 補助金の返還	3
(5) 申請の方法	4
(6) 補助金の交付決定及び通知	4
(7) 申請等手続きフロー	5
3. 登米市住まいサポート事業補助金 Q & A	6～9
4. 登米市住まいサポート事業補助金申請書等様式	11～14
5. 登米市住まいサポート事業補助金交付要綱	15～20

# 1. 補助金の目的

登米市住まいサポート事業補助金とは、登米市内に新たに住宅を取得した方に補助金を交付する制度です。

この制度は、住宅取得による定住や移住者の生活を支援することにより、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図ることを目的としています。

## 2. 補助内容等について

本市に移住・定住するために住宅を新築又は購入（中古住宅を含む）した方に対し交付する補助金です。予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認の連絡をお願いいたします。

掲載の補助金額等については、令和6年度事業のものです。翌年度以降は、事業見直し等により、補助金額の変更及び事業が終了となることがあります。

### 【新築住宅とは】

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの  
(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)

### 【中古住宅とは】

建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがあるもの

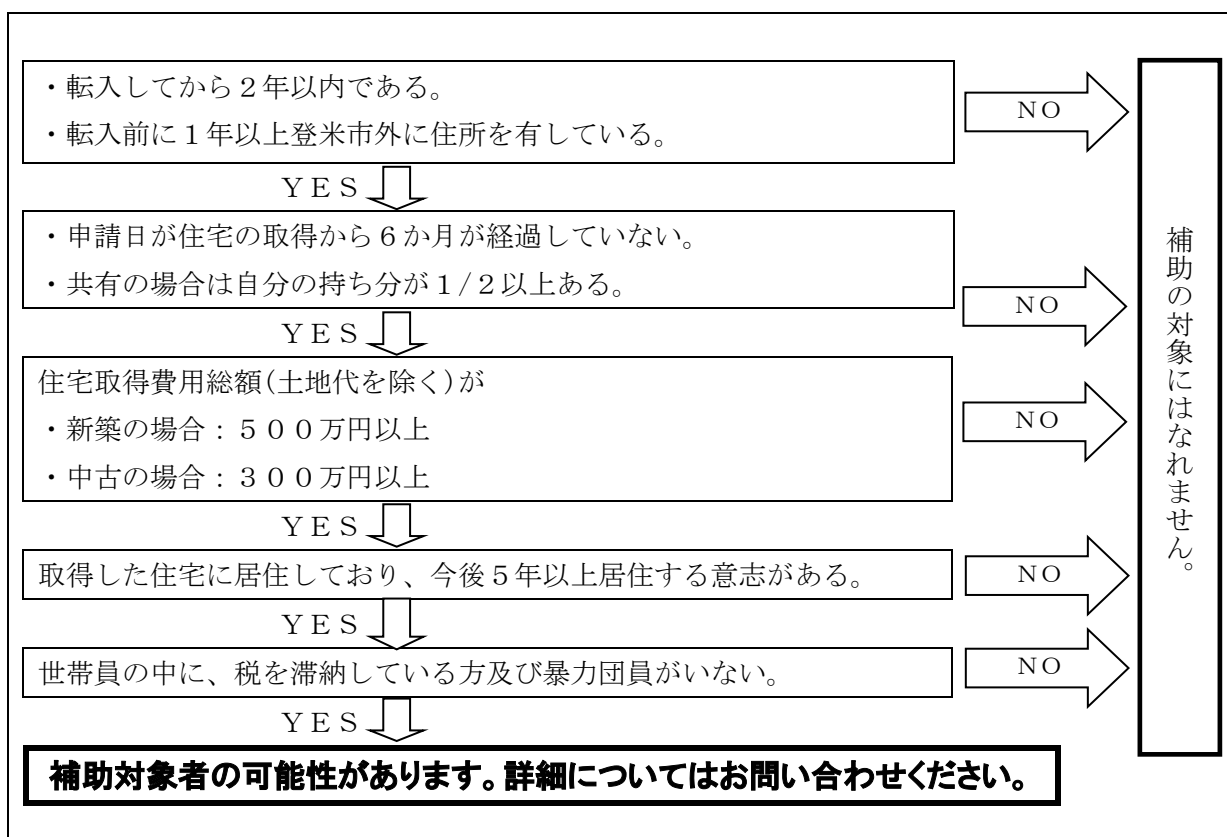


### (1) 補助対象者

- ①定住の意思をもって本市に転入（転入した日から起算して過去1年間以上本市以外の市区町村に住所を有していた場合に限る。）し、市の住民基本台帳に記録された方で、取得日においてその転入の日から起算して2年以内の方。
- ②登米市内に住宅を新築または購入により取得し入居した方で、取得から6か月以内に申請する方
- ③新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方
- ④市税等の滞納がない方及び暴力団員でない者（同一の世帯に属する者を含む）
- ⑤世帯区分Ⅰ：申請者及びその配偶者が40歳未満の世帯  
世帯区分Ⅱ：世帯区分Ⅰに該当しない世帯

### 【取得とは】

住宅を建築した場合は登記事項証明書へ登録した日（表題部「原因及びその日付」に記載された「新築の日付」）、住宅を購入した場合は売買契約を締結した日又は登記事項証明書へ登録した日のうちいずれか遅い日をいう。



## (2) 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる経費は、住宅の建築や購入の経費としますが、土地購入の経費は除きます。

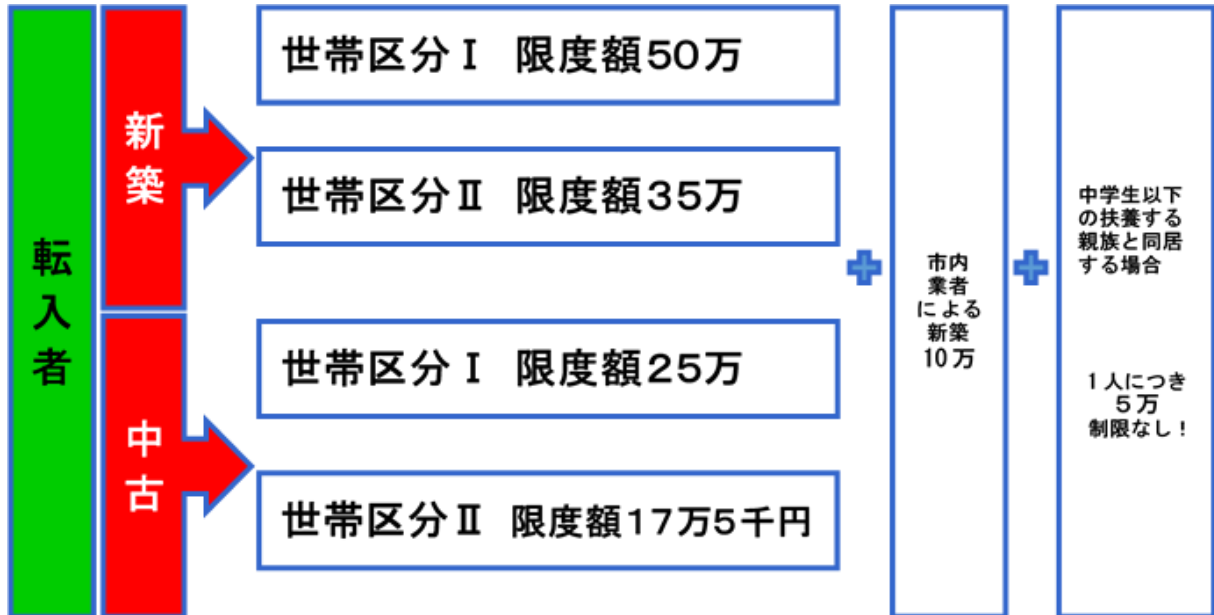
- ・住宅を新築又は購入したとき
  - 住宅本体の取得経費総額(500万円以上を対象)の10分の1
  - \*世帯区分Ⅰ：限度額50万円
  - \*世帯区分Ⅱ：限度額35万円
- ・中古住宅を購入したとき
  - 住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1
  - \*世帯区分Ⅰ：限度額25万円
  - \*世帯区分Ⅱ：限度額17万5千円
  - ※1,000円未満の端数は切り捨てます。



### (3) 加算額

以下のいずれかの条件を満たす方には補助金を加算します。

- ・市内工務店等（市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主）の業者による新築住宅取得で10万円を加算
- ・中学生以下の同居扶養親族（交付申請時）1人につき5万円を加算（制限なし）



### (4) 補助金の返還

下記の場合は補助金の全部又は一部を返還いただきます。

- ・提出した書類に偽りその他不正があった場合
- ・住宅取得日から5年以内に補助対象の住宅に居住しなくなった場合
- ・補助対象の住宅を他人に売却、譲渡、若しくは貸与した場合



## **(5) 申請の方法**

住宅を取得してから6か月以内に申請してください。

補助金の交付を希望される方は、次の書類を提出してください。

- ①登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書《様式第1号》
- ②住民票謄本（※原本提出。続柄の記載されたもの。市役所各総合支所で取得。）
- ③世帯全員の戸籍の附票  
（※原本提出。転入者の場合、本籍地で取得。3分の1補助を申請する市内転居者は不要。）
- ④住宅の登記事項証明書（※原本提出。新築の場合必要。法務局で取得。）
- ⑤土地の売買契約書の写し  
（借地の場合は土地賃貸契約書の写し。親族等の所有地の場合は土地の登記事項証明書。）
- ⑥住宅工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑦住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図（又は案内図）
- ⑧市税の納税証明【未納の税額がないことの証明】又は非課税証明書（※原本提出。市役所各総合支所で取得。）
- ⑨誓約書《様式第4号》
- ⑩住宅の全景写真（1枚）
- ⑪その他市長が必要と認める書類



## **(6) 補助金の交付決定及び通知**

市は、申請書類を審査し、必要な調査を行って、交付を決定します。交付決定後、補助の対象者に登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書で通知します。



## (7) 申請等手続きフロー

市役所 (住まいサポート事業担当)	申請者 (住宅取得者)
	① 住宅の取得 (建設・購入) ② 入居 (住所を移すこと)
【受付・審査】 ↓	【補助金交付申請】 取得から6か月以内
【補助金等交付決定通知書】	【受領】 ↓
【受付】 ↓	【補助金交付請求書】
【補助金の交付】	【受領】 取得した住宅へ5年以上の定住



### 3. 登米市住まいサポート事業補助金

#### Q & A

##### 《補助金の概要について》

Q 1	取得経費とは？
A 1	住宅本体の取得経費建築（新築：工事請負契約金額又は購入契約金額、中古：購入契約金額）です。 土地取得経費は対象外となります。
Q 2	対象となる期間はいつからですか。
A 2	住宅を取得してから6か月間（申請日時点）が申請期間となります。
Q 3	中古住宅を100万円で取得しましたが、補助金は支給されますか？
A 3	新築については取得経費500万未満、中古購入については取得経費300万未満のときは対象となりません。
Q 4	住宅と併せて土地も取得しましたが、対象となりますか？
A 4	土地の取得は対象となりません。
Q 5	建売等の住宅の取り扱いはどのようになりますか？
A 5	建設後1年を経過しておらず、人の居住に供していない住宅で、契約日以降に住宅の保存登記を行った場合は新築住宅として扱います。住宅販売業者等が既に登記を行っている場合は中古住宅として扱います。
Q 6	補助金について、受付される件数に制限はありますか？
A 6	補助金は予算の範囲内において交付するものであり、件数に制限があります。予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認の連絡をお願いいたします。

##### 《対象となる住宅について》

Q 7	増改築（リフォーム）は対象となりますか？
A 7	対象となりません。
Q 8	市内の持ち家に住んでいます。建替えや別の土地に家を建てた場合は対象になりますか？



A8	市内での家の建替え及び住み替えは、対象になりません。
Q9	同一敷地内に子どもが市外から転入し、家を新築（親世帯とは別棟）することになりました。このような場合は対象になりますか？
A9	要件を満たしていれば対象になります。
Q10	他の市区町村に居住する親が自分の名義で市内に住宅を取得して子どもに提供した場合は対象になりますか？
A10	登米市に住民票を異動することが要件であることから、親が市内へ住所を移すか、子どもの名義で住宅を取得しないと対象にはなりません。
Q11	現在、市内の持ち家に住んでいます。今回新しく家を建て替えて二世帯住宅にし、市外の親と一緒に同居する場合は対象になりますか？
A11	親が市外から転入されることで市の人口増加につながりますが、補助金の対象となるためには、転入者である親名義で取得しなければ補助対象になりません。
Q12	店舗、アパート等は対象となりますか？
A12	店舗やアパートのみを建築した場合は対象となりません。ただし、店舗兼用住宅やアパートの一室を居宅とする場合は対象となります。
Q13	別荘は対象となりますか？
A13	転入による居住とならないため、対象となりません。
Q14	住宅ローンを組んで購入したため、銀行の抵当権が設定されています。対象になりますか？
A14	対象になります。
Q15	住宅を取得しましたが、住むのは1年後を予定しています。対象になりますか？
A15	住宅を取得し、入居したこと（住所を移すこと）が交付要件となりますので、対象となりません。

#### 《要件について》

Q16	市外から転入し、現在市内のアパートに住んでいます。新しく家を購入し、転居した場合は転入者の対象になりますか？
A16	登米市に転入の日から2年以内で、転入される前に1年以上市外で居住されており、住宅を取得してから6か月以内の場合は対象になります。
Q17	市内在住の親が自分の名義で住宅を新築し、市外に住む子どもが登米市に転入した場合は転入者の対象になりますか？

A 1 7	対象者は、転入者かつ住宅の取得者であるため、対象となりません。
Q 1 8	転入した日はいつになりますか？
A 1 8	転入の届出等による住民票の異動日（登米市の住民票の「住民となった日」）とします。
Q 1 9	現在妊娠中ですが、義務教育終了前の世帯員の加算は受けられますか？
A 1 9	申請日に義務教育終了前の世帯員がいる場合に加算の対象となります。住宅取得の日から6か月間の申請期間がありますので、出産後に申請いただければ加算の対象となります。ただし、この補助金は予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認をお願いいたします。 逆に、住宅の取得日には義務教育期間中であっても、卒業等により申請時に義務教育を終了している場合は加算の対象となりません。
Q 2 0	同居する弟夫婦に中学生以下の子どもがいるのですが、加算対象となりますか？
A 2 0	加算の対象となるのは、申請者の同居扶養親族であることを要件にしていますので、中学生以下の子どもが同一世帯にいる場合であっても、兄弟・姉妹の扶養親族である場合は加算の対象となりません。
Q 2 1	市内業者による新築の判断は？
A 2 1	市内事業者・市外事業者について、住宅取得に係る契約相手方が市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主の場合を市内事業者としています。

### 《交付申請について》

Q 2 2	いつ申請するのですか？
A 2 2	住宅取得から6か月以内に申請してください。6か月を過ぎた場合は申請資格が失われます。
Q 2 3	住宅を新築する前に申請はできますか？
A 2 3	住宅の取得及び取得した住宅への居住が要件になりますので、住宅を取得した後に申請してください。 なお、事前相談において、補助金交付額の試算は可能です。
Q 2 4	共有名義の住宅の場合は誰が申請者となるのですか？
A 2 4	基本的には持分が最も大きい方を申請者としてください。持分が同じ場合は共有者で代表を定め、申請してください。持分によって按分することはありません。

Q 2 5	補助金は申請後どのくらいで支給されますか？
A 2 5	申請後、市で書類審査等を行い、約1～2週間後に交付（不交付）決定通知を申請者宛てに送付します。その後交付請求書を提出いただき、請求書を受理した後、約3週間後に補助金を指定の口座へ振り込みます。
Q 2 6	申請書に添付する納税証明書について、これまでは市民税しか課税されていませんが、市民税の納税証明書でも問題ありませんか？
A 2 6	対象者の要件として「世帯員全員に市税等の滞納がない」こととしています。市民税の納税証明書では他の税目の状況が把握できませんので、納税証明書【未納の税額がないことの証明】を、高校生以下を除く世帯全員分添付してください。課税がない場合は、非課税証明書を添付してください。

### 《交付後について》

Q 2 7	補助金の交付を受けた後、都合により市外へ転出することになりました。このような場合はどのようなのでしょうか？
A 2 7	この補助金は定住による人口の増加を目的としています。この場合は目的と異なることとなりますので、既に交付を受けた補助金を返還していただくこととなります。 単身赴任、転勤や修学等で世帯構成員の一部の方のみが転出する場合は返還の必要はありません。また、災害に罹災した等やむを得ない事由がある場合は返還が免除になることがあります。
Q 2 8	補助金の交付を受けた後、所有者を夫から妻に変更しましたが、補助金を返還する必要はありますか？
A 2 8	世帯構成員以外の第三者に所有権を移転する場合を対象としていますので、この場合は返還の必要はありません。
Q 2 9	補助金は収入（所得）として確定申告をする必要はありますか？
A 2 9	住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の計算の際には「住宅の取得等の対価の額」から補助金の額を控除する必要があります。詳しくは税務署へご確認ください。

## 4. 申請書等様式

- ・様式第1号（第5条関係）交付申請書
- ・様式第3号（別表第2関係）誓約書
- ・様式第1号（第5条関係）交付申請書【記入例】
- ・様式第3号（別表第2関係）誓約書【記入例】

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅取得補助金の交付を申請します。なお、補助金の審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金の内訳

基本額	<input type="checkbox"/> 新築取得	<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅰ	円
		<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅱ	円
	<input type="checkbox"/> 中古取得	<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅰ	円
		<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅱ	円
加算額	<input type="checkbox"/> 市内業者利用加算		円
	<input type="checkbox"/> 扶養者加算	人	円
計			円

※該当するものに☑を記載すること。

3 住宅等取得年月日等

取得年月日	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古	年 月 日
市内業者 (請負者)	氏名（法人の場合は法人及び代表者名）	
	住所又は所在地	
	電話番号	
転入年月日	年 月 日	

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

誓 約 書

登米市住まいサポート事業補助金の交付に当たり、登米市補助金等交付規則及び登米市住まいサポート事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。

また、登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第7条の規定に該当することとなったときは、当該事実を自ら申出をし、市長が指定する金額を返還します。

# 【記入例】

様式第1号（第5条関係）

令和6年 4月 25日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所 登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1

氏 名 登 米 太 郎

連絡先 0220-23-7331

登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅取得補助金の交付を申請します。なお、補助金の審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 650,000 円

2 補助金の内訳

基本額	<input checked="" type="checkbox"/> 新築取得	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯区分Ⅰ	500,000円
		<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅱ	円
	<input type="checkbox"/> 中古取得	<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅰ	円
		<input type="checkbox"/> 世帯区分Ⅱ	円
加算額	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者利用加算		100,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養者加算 1人		50,000円
計			650,000円

※該当するものにを記載すること。

3 住宅等取得年月日等

取得年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古	令和6年4月2日
市内業者 (請負者)	氏名（法人の場合は法人及び代表者名） 有限会社 ○○工務店 代表取締役 ○○ ○○	
	住所又は所在地 登米市○○町○○○1番地1	
	電話番号 ○○○○-○○-○○○○	
転入年月日	令和6年4月10日	

## 【記入例】

様式第3号（別表第2関係）

令和6年 4月25日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

氏 名 登 米 太 郎

連絡先 0220-23-7331

### 誓 約 書

登米市住まいサポート事業補助金の交付に当たり、登米市補助金等交付規則及び登米市住まいサポート事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。

また、登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第7条の規定に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。



# 5. 登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

○登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第119号

改正 平成29年3月31日告示第106号

平成30年3月29日告示第77号

平成31年3月27日告示第59号

令和2年3月12日告示第31号

令和4年3月8日告示第36号

令和5年3月20日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図ることを目的とし、市に移住・定住しようとする者に対し、予算の範囲内において登米市住まいサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (3) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことがあるものをいう。
- (4) 取得日 住宅を新たに建設した場合にあっては登記簿へ登録した新築の日を、住宅を購入した場合にあっては売買契約を締結した日又は登記簿へ登録した新築の日のうちいずれか遅い日をいう。
- (5) 転入者 定住の意思をもって本市に転入（転入した日から起算して過去1年間以上本市以外の市区町村に住所を有していた場合に限る。）し、市の住民基本台帳に記録された者で、取得日においてその転入の日から起算して2年以内のものをいう。
- (6) 世帯責任者 住宅取得に係る経費を主として負担している者又は市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住宅を新たに建設又は購入し、入居した世帯責任者であって、当該住宅に5年以上定住する意思を持つものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の補助対象者としない。

(1) 補助対象者若しくは同一の世帯に属する者が市税等の滞納者又は暴力団員である場合

(2) 現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を新たに建設又は購入した場合

(3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとした場合

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 別表第1に規定する住宅取得補助金の交付を受けようとする補助対象者は、取得日から起算して6か月以内に登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

4 第1項の交付決定通知は、規則第14条の規定による補助金等交付確定通知とみなす。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅の取得日から5年以内に、生活の本拠を市外に移すこととなったとき又は住宅を売却若しくは譲渡したとき。
  - (2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。
- 2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成29年3月31日告示第106号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅を取得した者について適用し、施行日前に住宅を取得した者については、なお従前の例による。  
(補助金の交付に係る特例)
- 3 施行日前に住宅を取得した者に対して交付する補助金を、施行日以後に交付する場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、改正前の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）別表第1住宅の取得の項に規定する額に3分の1を乗じた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。

- 4 この告示の施行の際現に旧要綱別表第1住宅の賃借の項の規定により補助金の交付を受けている者に係る補助金については、交付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

- 5 ひだまりタウンよねやまの宅地を購入し、かつ、登米市ひだまりタウンよねやま

土地取得補助金交付要綱（平成30年登米市告示第163号）に基づく補助金の交付を受けていない者に係る補助金については、新要綱の規定及び附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月12日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に補助金の交付申請をした転入者について適用し、同日前に住宅を取得した転入者以外の者については、なお従前の例による。

（補助金の交付に係る特例）

3 この告示の施行日前に住宅を取得した転入者以外の者に対する補助金の額は、前項の規定にかかわらず、改正前の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱別表第1に規定する額に3分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年3月8日告示第36号）

この告示は、令和4年3月8日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第74号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の種類	補助金の交付要件	補助率等	補助限度額等
住宅の取得	住宅取得補助金	転入者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が500万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 50万円 世帯区分Ⅱ 35万円
		転入者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が300万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 25万円 世帯区分Ⅱ 17万5千円
		住宅の新築工事及び購入の契約を市内業者（建設業法（昭和24年法律第		10万円

	100号) に基づく建築業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主) と締結した場合		
	申請者の同居扶養親族に中学校卒業前、中等教育学校の前期課程終了前又は特別支援学校の中学部卒業前の者(以下「被扶養者」という。)がいる場合		被扶養者 1 人当たり 5 万円

備考 補助限度額等の欄における世帯区分は、次のとおりとする。

- 1 世帯区分Ⅰ 取得日において申請者及びその配偶者が40歳未満である世帯
- 2 世帯区分Ⅱ 世帯区分Ⅰに該当しない世帯

別表第2 (第5条関係)

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅取得補助金(新築住宅を取得した場合)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本(続柄の記載されたもの)</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表(転入者の場合)</li> <li>3 住宅の登記事項証明書</li> <li>4 土地の売買契約書の写し(借地の場合は賃貸借契約書の写し)</li> <li>5 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し</li> <li>6 住宅の平面図(建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し)及び位置図</li> <li>7 世帯全員(高校生以下の者を除く。)の市税の納税証明書(未納の税額がないことの証明)又は非課税証明書</li> <li>8 誓約書(様式第3号)</li> <li>9 住宅の全景写真(1枚)</li> </ol>
住宅取得補助金(中古住宅を取得した場合)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本(続柄の記載されたもの)</li> <li>2 世帯全員の戸籍の附表(転入者の場合)</li> <li>3 土地の売買契約書の写し(借地の場合は賃貸借契約書の写し)</li> <li>4 住宅の売買契約書の写し</li> <li>5 住宅の平面図及び位置図</li> <li>6 世帯全員(高校生以下の者を除く。)の市税の納税証明書(未納の税額がないことの証明)又は非課税証明書</li> </ol>

- |   |             |
|---|-------------|
| 7 | 誓約書（様式第3号）  |
| 8 | 住宅の全景写真（1枚） |

**【問合せ・書類提出先】**

登米市まちづくり推進部

まちづくり推進課ふるさと定住係

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電 話：0220-23-7331

FAX：0220-22-9164

電子メールアドレス：tome-life@city.tome.miyagi.jp